

## 農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和3年5月14日（金）午前9時30分～午前10時35分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（18人）

|      |        |         |        |      |        |
|------|--------|---------|--------|------|--------|
| 会長   | 堀田 長久  | 会長職務代理者 | 鈴木 秀   |      |        |
| 1 番  | 田中 恒司  | 4 番     | 佐々木 平  | 5 番  | 小菅 武次  |
| 7 番  | 飯田 秀治  | 8 番     | 辻 望    | 9 番  | 加藤 三久  |
| 10 番 | 小林 伸康  | 11 番    | 大石 徹也  | 12 番 | 平子 伸   |
| 13 番 | 稲田 利幹  | 14 番    | 上田 みね子 | 15 番 | 近藤 啓子  |
| 16 番 | 大野 久美子 | 17 番    | 三田 久憲  | 18 番 | 豊田 栄美子 |
| 19 番 | 望月 広志  |         |        |      |        |

4. 欠席委員（1人）

2 番 長谷 康郎

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹  
農林水産課農政G 東郷GL，宮寄，武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・  
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・  
貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人  
の定期報告について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、総会議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 11 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 4 番佐々木平様、議席番号 5 番小菅武次様をお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の11番については、譲受人は、利用農地7,205㎡を耕作されています。今回の申請地面積は505㎡で、併せて7,710㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、麦、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴55年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、6の15番については、譲受人は、利用農地7,123.61㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,047㎡で、併せて11,170.61㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、麦を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、動力噴霧器、農用自動車、草刈機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴25年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴25年、10年が各1名です。通作距離は約830mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の16番については、譲受人は、利用農地6,969㎡を耕作されています。今回の申請地面積は661㎡で、併せて7,630㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各1台リースで、農用自動車を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴4年です。通作時間は車で約16分です。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17の18番については、譲受人は、利用農地11,096㎡を耕作されています。今回の申請地面積は463㎡で、併せて11,559㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を3台、農用自動車を2台、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴53年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年、20年が各1名です。通作距離は約500mです。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地

利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18の13番については、譲受人は、利用農地14,082㎡を耕作されています。今回の申請地面積は509㎡で、併せて14,591㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作時間は車で約15分です。必要な農作業について、年間約90日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、18の17番については、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は7,969㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴5年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が2名です。通作時間は車で約2分です。必要な農作業について、年間約60日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の19番については、譲受人は、利用農地19,328㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,099㎡で、併せて21,427㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を1台リースで、トラクターを2台、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴31年が2名、6年が1名です。通作距離は約16kmです。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が総議決権の過半を占めており、役員の過半が法人の農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の14番については、譲受人は、利用農地14,875㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,934㎡で、併せて17,809㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、芝、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、草刈機を3台、農用自動車を1台所有されています。

労働力及び技術につきましては、本人が経歴 28 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 28 年が 1 名です。通作距離は約 200m です。必要な農作業について、年間約 120 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22 の 12 番については、譲受人は、利用農地 13,231 m<sup>2</sup>を耕作されています。今回の申請地面積は 1,816 m<sup>2</sup>で、併せて 15,047 m<sup>2</sup>となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を 2 台リースで、耕うん機を 2 台、トラクターを 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 17 年です。通作距離は約 2.9 km です。必要な農作業について、年間約 70 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 9 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

9 の 1 番については、使用借人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 5,239 m<sup>2</sup>で、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を 2 台、トラクター、田植機、農用自動車を各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 7 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、未経験者が 1 名です。通作時間は車で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 80 日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、1の5番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約700mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20の6番は、農業用施設用地（資材置場兼出荷場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから東へ約2,740mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設用地に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は井戸水。雨水は自然浸透及び余水は既設側溝へ放流します。周囲は側溝及び宅地に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、5月10日に現地確認を実施しております。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

## 事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の10番は、隣接建設業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約1,070mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は小堤が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の12番は、近隣運送業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、楠駅から南へ約500mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設道路側溝へ放流します。申請地は勾配があり、既設水路及びコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の14番は、近隣建築業者のための資材置場兼駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約1,780mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は土嚢を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の15番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約810mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の16番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約920mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は領収書にて支払い済みであることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の17番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区

市民センターから北西へ約 900mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 18 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約 830mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 19 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約 880mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 13 番は、近隣土木業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約 3,410mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロック等が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 11 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 1,830mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は領収書及び通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 10 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

太陽光パネルへの転用が毎月ありますが、鈴鹿市としての条例はありますか。



事務局

環境政策課のほうでガイドラインがありますので、太陽光パネルの案件につきましては環境政策課へ報告しています。そこから意見がありましたら、転用者の方に事務局からお伝えしています。また、高圧のものについては、三重県のガイドラインがありますのでそれに従っていただいています。

豊田委員

耕作できないので太陽光に転用したいが、20年先に業者が倒産したらどうしようとか、色々な問題が起こってきたら困るという話を聞きます。

議長（堀田会長）

太陽光の売電業者になりますと、20年間は継続しますというのが基本的な形なのですが、すぐ転売してしまい、3年5年先に草が生い茂り、誰に言ったらいいのかわからないということが事実としてあります。20年先に太陽光パネルがどうなるかは、何も決まっていません。ただ国の政策としては、自然エネルギー、太陽光パネルを推奨していく方向で、事務局としては、太陽光ができない農地以外は転用を認めているのが現状です。

辻委員

説明の中で、「農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない。」とはどういうことですか。

事務局

第1種農地及び第3種農地でない場合が、第2種農地ということです。

大石委員

営農型の太陽光については、ちゃんとした基準を設ける必要があるのではないかと。農用地に太陽光を設置するのはいかななものかと。例えば、1農家で2haまでとか、なんらかの基準を設けないと1級農地を潰していくことになってしまうので意見させていただきます。

議長（堀田会長）

農業委員会の立場としましては、農地は農産物を作るのが目的であるので、自然エネルギーの名を借りて太陽光ならよろしいとなっていますが、今の段階では農業委員会として何かのハードルが必要である。国は反対に80%の収穫量を50%や60%に緩和する傾向になっているようでございます。これにつきましては農業委員会としても物を申したいと農業会議へは意見したところでございますが、鈴鹿市の農業委員会としては、こういった現状を話し合って、方向性を出していきたいと思えます。

その他、別段無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、5の9番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約3,040mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。北側から申請地に向けて勾配があり、その他周囲は既設側溝及びコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の11番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南西へ約1,150mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の10番は、埋め立てを行う土地への進入路用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は3年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから北西へ約1,500mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。面積の妥当性は、必要最低限の敷地であり、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し農地へ復元することを確認しております。また、こちらは1,000㎡を超える案件の為、5月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、10の12番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、一ノ宮地区市民センターから西へ約340mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 13 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約 2,900m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 5 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 6 ページ目 26 番は、一ノ宮地区で米 50kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 6 号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして 7 ページ目 27 番及び 28 番は、玉垣地区です。

27 番は、農地中間管理機構を通した米 30kg の物納です。

28 番は、農地中間管理機構を通した米 30kg と 50kg の物納です。

9 ページ目 3 2 番は、若松地区で米 3 0 k g と 5 0 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 6 号議案でございますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について事務局より説明いたします。

事務局

続きまして 1 1 ページ目 3 6 番は、天名地区で農地中間管理機構を通した使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 6 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして 1 ページ目 1 番から 8 番は、加佐登地区で使用貸借です。

2 ページ目 9 番及び 1 0 番は、石薬師地区です。

9 番は、使用貸借です。

1 0 番は、4, 0 0 0 円の金納です。

3 ページ目 1 1 番から 4 ページ目 2 3 番は、白子地区です。

1 1 番から 1 6 番は、使用貸借です。

1 7 番は、2, 4 5 7 円の金納です。

1 8 番及び 1 9 番は、米 1 0 k g の物納です。

2 0 番及び 2 1 番は、全筆合計で米 3 0 k g の物納です。

22番は、全筆合計で米60kgの物納です。  
23番は、米15kgの物納です。  
5ページ目24番及び25番は、河曲地区です。  
24番は、米10kgの物納です。  
25番は、米15kgの物納です。  
7ページ目29番から8ページ目31番は、玉垣地区です。  
29番は、農地中間管理機構を通した米25kgと35kgの物納です。  
30番は、農地中間管理機構を通した米50kgの物納です。  
31番は、農地中間管理機構を通した米10kgと25kgと50kgの物納です。  
9ページ目33番及び34番は、若松地区で農地中間管理機構を通した5,000円の金納です。  
10ページ目35番は栄地区で使用貸借です。  
11ページ目37番から45ページ目102番は、天名地区です。  
37番及び38番は、農地中間管理機構を通した米30kg相当の金納です。  
39番から102番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。  
46ページ目103番及び104番は、久間田地区です。  
103番は、使用貸借です。  
104番は、5,000円の金納です。  
47ページ目105番は、椿地区で使用貸借です。  
48ページ目106番から108番は、深伊沢地区で使用貸借です。  
49ページ目109番は、庄内地区で農地中間管理機構を通した使用貸借です。  
以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から10につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から10の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。